



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 人事委員会規則
 - *1 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 233 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課) 2
 - 234 " (") 2
 - 235 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 3
 - 236 " (") 3
 - 237 " (") 3
 - 238 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 4
 - 239 指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 4
 - 240 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 4
 - 241 和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路建設課) 4
 - 242 道路の位置の指定 (都市政策課) 5
 - 243 " (") 5
 - 244 平成21年和歌山県告示第463号(和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収事務委託)の廃止 (港湾空港振興課) 5
- 収用委員会告示
 - 2 土地収用法による裁決手続開始の決定 5

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(病気休暇) 第13条 略 2 前項第1号及び第2号に掲げる負傷又は疾病に係る病気休暇(以下この項において「特定病気休暇」という。)の期間の計算については、 <u>連続する8日以上</u> の期間の特定病気休暇を使用した職員(この項の規定により特定病気休暇の期間を連続するものとみなして通算された職員を含む。)が、再び勤務するに至った後6月以内に、 <u>再度</u> の特定病気休暇の承認を受ける場合	(病気休暇) 第13条 略 2 前項第1号及び第2号に掲げる負傷又は疾病に係る病気休暇(以下この項において「特定病気休暇」という。)の期間の計算については、 <u>連続する1月を超える期間</u> の特定病気休暇を使用した職員(この項の規定により特定病気休暇の期間を連続するものとみなして通算された職員を含む。)が、再び勤務するに至った後6月以内に、 <u>新たに連続して2週間以上</u> の期間の特

は、当該承認を受ける特定病気休暇の期間を直前の特定病気休暇の期間に連続するものとみなして通算するものとする。ただし、直前に使用した特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病の症状等により再び病気休暇の承認を受ける場合その他負傷又は疾病の状況等により通算することが適当でない」と人事委員会が認める場合は、この限りでない。

定病気休暇その他人事委員会が定める病気休暇の承認を受ける場合は、当該承認を受ける特定病気休暇の期間を直前の特定病気休暇の期間に連続するものとみなして通算するものとする。ただし、直前に使用した特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病の症状等により再び病気休暇の承認を受ける場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に特定病気休暇の承認を受けた職員の当該特定病気休暇の期間（当該特定病気休暇の期間に連続することとなる特定病気休暇の期間を含む。）の計算に係るこの規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第2項の規定の適用については、「8日以上期間」とあるのは、「1月を超える期間」とする。

告 示

和歌山県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀薬新 39-02	田端薬局	紀の川市打田1241	令和 元. 10. 4
紀薬新 38-02	データボックス薬局	紀の川市打田1296-5	令和 2. 9. 1
橋医新 71-02	めがね先生の上田こどもクリニック	橋本市紀見字椿原591-6	令和 2. 10. 1
伊医新 24-02	医療法人南労会吉田クリニック	伊都郡かつらぎ町妙寺439番地92	令和 2. 10. 1

和歌山県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
---------	--------	------------	----------	-----------	-----------

岩訪新 8-02	合同会社ライフサポートじんべえ	紀の川市打田1342-1	訪問看護ステーションじんべえ	岩出市西野211-1-103	令和 2.9.1
橋訪新 6-02	株式会社ビッグプラネット	伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3	訪問看護ステーションそら	橋本市高野口町大野334-3	令和 2.10.1
岩訪新 9-02	株式会社ソワン	岩出市西国分793-1	訪問看護ステーションひより	岩出市山田6-2	令和 2.11.1
東訪新 6-02	合同会社ネオ	東牟婁郡那智勝浦町大字朝日三丁目78番地	訪問看護ステーションフレッタ	東牟婁郡那智勝浦町大字天満30-58	令和 2.12.4

和歌山県告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30714013 70	株式会社紬	ケアサポートつむぎ	和歌山県海南市且来233-8	訪問介護	令和 3.3.1	令和 9.2.28

和歌山県告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30720007 75	合同会社マホロバ	リハプライドきのくに	和歌山県御坊市名田町楠井2204番1	通所介護	令和 3.3.1	令和 9.2.28

和歌山県告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年3月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30725010 79	株式会社明日葉の郷	明日葉の郷	和歌山県東牟婁郡串本町潮岬2688-7	通所介護	令和 3.3.1	令和 9.2.28

和歌山県告示第238号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400326	ケアセンターりあん	海南市且来233-8	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社リアン	海南市且来233-8	令和3.2.28

和歌山県告示第239号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400706	ケアサポートつむぎ	海南市且来233-8	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	株式会社紬	海南市多田469番地	令和3.3.1

和歌山県告示第240号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第241号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和3年2月26日付け国近整計管和都業第7-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・3・7号西脇山口線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第242号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和3年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3550	岩出市山字大原38番の一部、39番の一部	岩出市新田広芝24番地 森田敏夫	令和 3. 2. 22	6. 00	39. 04

和歌山県告示第243号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和3年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3552	岩出市金屋字村前335番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 3. 2. 22	6. 00	62. 53
				6. 00	15. 88

和歌山県告示第244号

平成21年和歌山県告示第463号（和歌山県和歌山マリーナ南側駐車場使用料の徴収事務委託）は、令和3年2月25日限り廃止する。

令和3年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和3年2月25日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和3年3月9日

和歌山県収用委員会会長 山 崎 和 成

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類 一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 東牟婁郡 串本町高 富字地藏 谷	804番1	山林	山林	38,288	—	2,479.88	484.34	坂本安市 (持分2分の1)	大阪府吹田市 青山台3丁目3 4番14号	—	—	—
	804番1 又は 805番1	山林	山林	38,288 又は 6,446	—	1,459.67	17.66	株式会社リー ルエステート (持分2分の1) 又は 尾鷲晃	大阪府吹田市 山田東一丁目 10番26号 ただし、土地 登記記録上の 住所 大阪府吹田市 青山台三丁目 34番14号 和歌山県東牟 婁郡串本町高 富805番地の 内1号	—	—	—